

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		適正に管理されていない空き地の所有者への指導及び勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市空き地の環境保全に関する条例
条 項		第 4 条
所 管 課		環境局 環境共生部 環境総務課 (電話：048-829-1325)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (適正に管理されていない空き地の所有者に対し、条例第 3 条による所有者の責務の履行を促すため、個々の事案に応じた個別具体的な判断により、条例 第 4 条に従い処理している。)
備 考		